

資料編【京都市看護師修学資金融資制度】

※こちらは令和5年度以前に融資を受けた方で、今年度の経済要件に当てはまらない方に向けた資料です。

- 経済的要件確認のための試算方法について
- 特別控除を受けるための証明書類について
- 各申請等書類様式
- 各申請書類記入例

経済的要件確認のための試算方法

経済的要件に合致しているかどうかについては、父と母の双方又はこれに代わって家計を支えている人の所得金額から、世帯控除等の特別控除額を差し引いた金額（認定所得金額）で判定することになります。

以下の算出方法に基づき、経済的要件に合致しているかどうかを確認してください。

1 所得金額の算出

(1) 給与所得の場合 【家族状況等調書 6(1)(B)及び(C)に記入】

源泉徴収票の「支払金額」（控除後の金額でないことに注意してください。）から、表1「給与所得の場合における控除額」を差し引いた金額となります。

表1：給与所得の場合における控除額

(A) 給与所得の年間収入額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む。）

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合 (ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額とする。)	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(B) 給与所得の年間収入額が少ない者

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入金額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入金額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は、65万円とする。)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

注1) 年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は(A)の表、他方の者は(B)の表を適用します。

注2) 収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入してください。

注3) 同一人で二つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入額を合計したあと万円未満を切り捨ててください。

(2) 年金・恩給・生活扶助費・失業給付金等の場合 【家族状況等調書 6(1)(B)及び(C)に記入】

給与所得の場合と同様に、各種収入証明書の「支払金額」から、表1「給与所得の場合における控除額」を差し引いた金額となります。

(3) 給与所得以外の所得の場合 【家族状況等調書 6(1)(A)に記入】

確定申告書の所得金額となります。

2 特別控除額の算出

特別の事情のある世帯については、「1」で算出した「所得金額」から表2「特別控除額」を控除することができます。

表2：特別控除額

世帯控除	母子・父子世帯		99万円		
	小学校		31万円		
	中学校		46万円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校		国・公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
	高等 専門 学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
			4・5年次	43万円	72万円
		私立	1～3年次	88万円	118万円
			4・5年次	87万円	116万円
	大学・短大・大学院		国・公立	74万円	121万円
			私立	133万円	180万円
	専修 学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		専門課程	国・公立	36万円	81万円
			私立	102万円	147万円
	障害のある人がいる世帯		障害のある人1人につき 99万円		
	長期に療養を要する人がいる世帯		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額		
	主たる家計支持者（同一世帯員の中で最も所得が多い人）が別居している世帯		別居のため特別に支出をしている年間金額。ただし、71万円を限度とする。		
	震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯		日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額		
多子世帯に係る世帯 （就学者、就学前の子。 申込者本人を含む。）	こども3人	50万円（50万円×1人）			
	こども4人	100万円（50万円×2人）			
	こども5人	150万円（50万円×3人） 以後1人追加ごとに50万円ずつ追加			
本人控除	自宅通学	37万円+授業料年額			
	自宅外通学	84万円+授業料年額			

3 認定所得金額の算出

父と母双方又はこれに代わって家計を支えている人について、「1」で算出した「所得金額」から「2」で算出した「特別控除額」を控除した額を、1年間の所得金額とみなし、その認定所得金額が表3「基準額」以下であることが必要となります。

表3：基準額

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	139万円	5人	239万円
2人	198万円	6人	250万円
3人	212万円	7人	262万円
4人	229万円	8人以上	274万円*

※8人以上については、1人増す毎に8人の基準額に12万円を加算する。

※就業されている兄弟姉妹は、世帯人数に含みません。

特別控除を受けるための証明書類

特別控除事項	提出していただく証明書類
母子・父子世帯	児童扶養手当証書の写し等 ※所得に関する証明書類（源泉徴収票、確定申告書）において「寡婦又はひとり親控除」が確認できれば、提出は不要です。
就学者のいる世帯	高等学校以上の方については、学生証等のコピー ※自宅通学、自宅外通学の確認については、住民票で確認します。住民票で確認できない場合は、確認できる書類（住宅契約書のコピー、通学証明書等）を提出してください。
障害のある人がいる世帯	次のいずれかの書類 ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し ・その他証明できる書類 ※所得に関する証明書類（源泉徴収票、確定申告書）において「障害者控除」が確認できれば提出は不要です。
長期に療養を要する人がいる世帯 （申請時において、6箇月以上同一傷病により入院又は通院していること）	次のいずれかの書類（申請時から過去1年以内のもの） ・医療機関に直接支払った金額の領収書の写し ・健康保険等により医療給付を受けた金額を確認できる書類 ・損害賠償等により補てんされた金額が確認できる書類
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品の実費額が確認できる書類
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	その事実がわかるもの、領収書等
多子世帯に係る世帯 （就学者、就学前の子。申込者本人を含む。）	住民票で確認します。また、高等学校以上の方については、学生証等のコピーが必要。住民票で住所が確認できない場合は、確認できる書類（住宅契約書のコピー、通学証明書等）を提出してください。
自宅通学、自宅外通学の別	住民票で確認します。住民票で確認できない場合は、確認できる書類（住宅契約書のコピー、通学証明書等）を提出してください。

※ 提出していただく証明書類の写しは、必ず、有効期限がわかるようにコピーしてください。

各申請等書類様式

- ・ 看護師修学資金融資あっせん申請書
- ・ 家族状況等調書
- ・ 保証委託に関する契約書
- ・ 利子補給金交付申請書
- ・ 返済元金補給金対象者届出書
- ・ 返済元金補給金交付申請書
- ・ 変更届

※ 申請者、連帯保証人欄については御本人の自署・捺印をお願いします。

なお、連帯保証人については実印を使用してください。

(表)

看護師修学資金融資あっせん申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名
連絡先電話番号 () -	年 月 日生

京都市看護師修学資金融資要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、融資あっせんを申請します。	
融資希望 金融機関	
融資希望金額	円
申請の理由	
将来京都市内の医療機関等に看護職員として就業する意思の有無	有 ・ 無

在学 大学名	大学	学部	学科
	年 月 日 入学 (年生)	年 月	卒業予定
前年度以前に京都市看護師修学資金融資を受けている場合の融資金額及び融資年月日	融資金額	円	
	融資年月日	年 月 日	

※必ず両面コピーのうえ、記入してください。

(裏)

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、京都市看護師修学資金融資制度を利用するに当たり、融資実行に伴い関係金融機関に登録された私の次の個人情報を、京都市が事務処理のために利用することに同意します。

利子補給及び返済元金補給に係る申請書提出時に必要となる利子支払額等を京都市から金融機関融資利用者に対して通知するために必要な情報（氏名、生年月日、郵便番号、住所、借入月日、借入総額、借入利率、返済年月日、借入金残高、補給対象利子等発生期間（日数）、補給対象利子等金額、最終返済期日）

申請者の氏名 _____

在学大学記入欄

本申請者について、在学することを証するとともに、京都市看護師修学資金融資要綱の規定により、看護師修学資金融資を受けることがふさわしい者として推薦します。

私立大学の名称

私立大学の長

Ⓔ

推薦理由（1年生であれば高校在学時の成績が良好であること等、2年生以上であれば最短修業年限で卒業できる見込み等について）

家族状況等調書

1 申請者

氏名			
在学大学名	大学	学部	学科

2 家族の状況

同居別居を問わず生計を一にする家族の状況	続柄	氏名	年齢	同居別居	職業	給与所得額(円)	その他の所得額(円)	

3 在学している大学からの奨学金

在学している大学から給付又は貸与を受けている又は受ける見込みの奨学金	制度名 奨学金額 給付・貸与（どちらかに○をつけてください。）	円
------------------------------------	---------------------------------------	---

4 年間授業料等

授業料	前期分	円
	後期分	円
施設費、実習費	前期分	円
	後期分	円
合計	前期分	円
	後期分	円

5 年間授業料等の財源内訳

京都市看護師修学資金融資	円
その他奨学金	円
自己資金	円
合計	円

※必ず両面コピーのうえ、記入してください。

氏名

(裏・2ページ目)

6 経済的要件

(1) 世帯の所得金額の算出

(A) 給与所得以外の方 万円 (確定申告書の所得金額)

※ 父と母又は、これに代わって家計を支えている方が複数いる場合は所得金額を合算してください(生計を一にする家族内)。

(B) 給与所得(年金等含む。)の年間収入額が多い者(給与所得者が1人の場合を含む。)

Bの控除後の所得金額 万円

$$Y = \begin{matrix} \text{年間収入額} \\ \text{B} \text{ 万円} \end{matrix} - \left(\begin{matrix} \text{控除額} \\ \text{B} \text{ 万円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} + \begin{matrix} \text{ } \\ \text{万円} \end{matrix} \right)$$

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合 (ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額とする。)	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(C) 給与所得(年金等含む。)の年間収入額が少ない者

Cの控除後の所得金額 万円

$$Z = \begin{matrix} \text{年間収入額} \\ \text{C} \text{ 万円} \end{matrix} - \left(\begin{matrix} \text{控除額} \\ \text{C} \text{ 万円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} + \begin{matrix} \text{ } \\ \text{万円} \end{matrix} \right)$$

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入金額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入金額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は、65万円とする。)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

注1) 年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は(B)の表、他方の者は(C)の表を適用します。また、父母の一方のみが給与所得者の場合は、(B)を適用します。

注2) 収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入してください。

注3) 同一人で二つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入額を合計したのち、万円未満を切り捨ててください。

世帯の所得金額 万円 【X+Y+Z】

氏名

(表・3ページ目)

(2) 特別控除額 (単位: 万円)

世帯控除	母子・父子世帯		万円		
	就学者のいる世帯 (就学者1人につき)	小学校	万円		
		中学校	万円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	万円	万円
			私立	万円	万円
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	万円
				4・5年次	万円
			私立	1～3年次	万円
				4・5年次	万円
		大学・短大・大学院	国・公立	万円	万円
			私立	万円	万円
		専修学校	高等課程	国・公立	万円
				私立	万円
			専門課程	国・公立	万円
私立	万円				
障害のある人がいる世帯		万円			
長期に療養を要する人がいる世帯		万円			
主たる家計支持者が別居している世帯		万円			
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯		万円			
多子世帯に係る世帯		万円			
本人控除	自宅通学	万円			
	自宅外通学	万円			
特別控除額合計		E	万円		

注) 特別控除を受けるに当たっては、その事実を証する書類を提出していただく必要があります。

(3) 認定所得金額【 D - E 】(単位: 円)

万円

<基準額> (上記認定所得金額が、次の基準額以下であることが必要です。)

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	139万円	5人	239万円
2人	198万円	6人	250万円
3人	212万円	7人	262万円
4人	229万円	8人以上	274万円*

※8人以上については、1人増す毎に8人の基準額に12万円を加算する。

※就業されている兄弟姉妹は、世帯人数に含みません。

(表)

保証委託に関する契約書

(あて先) 京都市長		年	月	日
融 資 申 請 者	住所 〒	氏名		
	連絡先電話番号 () -		年	月 日生
連 帯 保 証 人	住所 〒	氏名		
	連絡先電話番号 () -		年	月 日生
私たちは、(以下「金融機関」という。) から京都市看護師修学資金融 資を借り入れるに当たり、裏面記載の保証委託約款の各条項を承認のうえ、保証を委託します。 なお、借入金額、その他の条件は、金融機関宛に提出する金銭消費貸借契約証書によって確定 し、その条項に従います。				

※必ず両面コピーのうえ、記入してください。

保証委託約款

(本約款)

第1条 本約款は、「京都市看護師修学資金融資制度」(以下「本制度」という。)に基づき、京都市(以下「甲」という。)に対し、甲の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)からの融資のあっせんを申請する者(以下「乙」という。)が、甲との間で締結する「保証委託に関する契約書」(以下「本保証委託契約」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託の範囲)

第2条 乙は、乙が本制度に関して指定金融機関との間で締結する金銭消費貸借契約(以下「原契約」という。)に基づき負担する借入金返済債務、利息及び遅延損害金の支払債務その他一切の金銭債務について、甲に保証を委託し、甲は、指定金融機関に対し、これらの債務を連帯して保証する。

(保証委託契約の成立)

第3条 本保証委託契約は、①乙及び指定金融機関との間で原契約が締結され、②指定金融機関から乙に対して貸付金の交付がなされることにより成立する。

(代位弁済)

第4条 乙が原契約に基づく債務について期限の利益を喪失し、甲が指定金融機関から保証債務の履行を求められた場合には、甲は、乙及び乙の立てる連帯保証人(以下「丙」という。)に対して事前の通知をすることなく代位して弁済する。

(丙の地位)

第5条 丙は、乙が本保証委託契約により甲に対して負担する債務(極度額を限度)について、乙と連帯して保証の責を負う。なお、連帯保証人が負う債務の極度額は、貸付金の合計額と同額とする。

2 丙は、丙が前項の保証債務を履行することにより取得した求償権を、甲に対して行使しないものとする。

3 丙は、甲及び乙との間に本保証委託契約に基づく残債務がある場合には、甲の同意がなければ、乙に対して求償権の行使をしてはならない。

4 前各項の定めに従って違反することにより、丙が甲に損害を与えた場合には、丙は、速やかに甲に対して当該損害を賠償するものとする。

(保証会社に関する特則)

第6条 指定金融機関が保証会社による保証を本制度に基づく融資の条件とする場合には、第2条の規定に関わらず、乙は、当該保証会社に対し、第2条に規定する保証を委託するものとし、甲に対しては、当該保証委託に伴って、乙が当該保証会社に対して負担する求償権に係る債務、遅延損害金の支払債務その他一切の金銭債務について、保証を委託するものとする。この場合、甲は、当該保証会社に対し、これらの債務を連帯して保証する。

2 前項の場合にあつては、第4条の規定に関わらず、当該保証会社が指定金融機関に対して保証履行を行うことにより取得した求償権について、甲が当該保証会社から保証債務の履行を求められた場合には、甲は、乙及び丙に対して事前の通知をすることなく代位して弁済する。

第1号様式（第6条関係）

利子補給金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名

京都市看護師修学資金融資利子補給金交付要綱第6条の規定により利子補給金の交付を受けたいので申請します。	
交付を受けようとする金額	円

融資を受けた金融機関名			
融資を受けた金額	円		
在学(卒業) 大学名	大学	学部	学科
	年 月 日 入学 (年生)	年 月	卒業(予定)

第1号様式（第5条関係）

返済元金補給金対象者届出書

(あて先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所 〒	届出者の氏名

京都市返済元金補給金交付要綱第5条の規定により届出ます。		
勤務場所	名称	
	所在地	
採用年月日		年 月 日

第2号様式（第6条関係）

返済元金補給金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名

京都市返済元金補給金交付要綱第6条の規定により返済元金補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
金融機関に返済した元金の額	円
交付を受けようとする金額	円

年 月 日

変 更 届

(あて先) 京都市長

契約者(本人)氏名 _____

下記のとおり変更事項があるため、京都市看護師修学資金融資制度関係書類として届出します。

記

1 変更内容

	変 更 前	変 更 後
住所	〒	〒
電話番号	固定電話： 携帯番号：	固定電話： 携帯番号：
契約者(本人) 氏名	(フリガナ)	(フリガナ)
	(漢字等)	(漢字等)
連帯保証人 氏名	(フリガナ)	(フリガナ)
	(漢字等)	(漢字等)

(注1) 契約者(本人)だけでなく、転居等で連帯保証人の連絡先に変更がある場合も届け出てください。

(注2) 改名の場合は、その事実のわかる証明書(新旧氏名のわかる公的証明)も提出してください。住所変更の場合は、変更の内容を確認できる資料(住民票等)も提出してください。

2 変更(予定)時期

_____年 月 日

御記入いただいた情報及び本修学資金融資制度に関する情報は、制度内の業務(あっせん、給付、債務保証関連)にのみ利用されます。

各申請書類記入例

- ・ 看護師修学資金融資あっせん申請書
- ・ 家族状況等調書
- ・ 保証委託に関する契約書

※ 利子補給金交付申請書、返済元金補給金対象者届出書、返済元金補給金交付申請書については、融資契約後に別途京都市からお知らせします。

(表)

※ 住所はすべて住民票の住所を記入してください。

看護師修学資金融資あっせん申請書 (記入例)

(あて先) 京都市長	令和8年 ○月 ○日
申請者の住所 〒604-0925 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地	申請者の氏名 京野 一郎
連絡先電話番号 (075) 222-3622	平成○年 ○月 ○日生

京都市看護師修学資金融資要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、融資あっせんを申請します。

融資希望金融機関	三菱UFJ銀行 京都支店
融資希望金額	※ 120万円を限度に10万円単位で申請可能です。 ¥1,200,000円
申請の理由	経済的理由のため
将来京都市内の医療機関等に看護職員として就業する意思の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

※ 令和8年度版看護師修学資金融資制度のしおり「5 金融機関との融資契約について」を御参照のうえ、記入してください。(支店名も必要)

在学大学名	○○大学	○○学部	看護学科
	令和8年 4月 ○日 入学(1年生)		令和12年 3月 卒業予定
前年度以前に京都市看護師修学資金融資を受けている場合の融資金額及び融資年月日	融資金額 ¥	円	融資金額及び融資年月日 年 月 日

※ 複数年にわたって修学資金融資を受けられた方は、これまでの融資金額及び融資年月日(最終の契約締結日)を記入してください

※必ず両面コピーのうえ、記入してください。

(裏)

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、京都市看護師修学資金融資制度を利用するに当たり、融資実行に伴い関係金融機関に登録された私の次の個人情報を、京都市が事務処理のために利用することに同意します。

利子補給及び返済元金補給に係る申請書提出時に必要となる利子支払額等を、京都市から金融機関融資利用者に対して通知するために必要な情報（氏名、生年月日、郵便番号、住所、借入月日、借入総額、借入利率、返済年月日、借入金残高、補給対象利子等発生期間（日数）、補給対象利子等金額、最終返済期日）

申請者の氏名 京野 一郎

在学大学記入欄

本申請者について、在学することを証するとともに、京都市看護師修学資金融資要綱の規定により、看護師修学資金融資を受けることがふさわしい者として推薦します。

私立大学の名称 ○○ 大学

私立大学の長 ○○ ○○

印

推薦理由（1年生であれば高校在学時の成績が良好であること等、2年生以上であれば最短修業年限で卒業できる見込み等について）

家族状況等調書 (記入例)

1 申請者

氏名	京野 一郎		
在学大学名	〇〇大学	〇〇学部	看護学科

2 家族の状況

同居別居を問わず生計を一にする家族の状況 ※	続柄	氏名	年齢	同居別居	職業	給与所得額 (円)
	父	京野 太郎	50	同居	会社員	5,792,363
母	京野 花子	47	同居	パート	708,218	
姉	京野 愛子	25	同居	会社員	—	
弟	京野 二郎	17	同居	学生		

※ 給与所得額の記入については、給与明細等の総支払額（「支払金額」）を記入してください。給与所得以外の所得の場合は、確定申告書の「所得金額」を記入してください。いずれも1円単位まで記入してください。

※ 生計を一にするかどうかは、同居、別居の別で判断しません。全く仕送りを受けていないなど完全に独立して生計を営んでいる場合以外は、別居であっても生計を一にする家族となります。

3 在学している大学からの奨学金 (※申請中、申請予定含む。)

在学している大学から給付又は貸与を受けている又は受ける見込みの奨学金	制度名 〇〇大学看護学部貸与奨学金 奨学金額 50,000円 給付・ <u>貸与</u> (どちらかに○をつけてください。)
------------------------------------	--

4 年間授業料等

授業料	前期分	550,000	円
	後期分	550,000	円
施設費、実習費	前期分	275,000	円
	後期分	275,000	円
合計	前期分	825,000	円
	後期分	825,000	円

※ 在学している大学からの奨学金を含め、授業料に充てるために借りている又は給付されている奨学金がある場合は、記入してください。

5 年間授業料等の財源内訳

京都市看護師修学資金融資	1,200,000	円
その他奨学金	50,000	円
自己資金	400,000	円
合計	1,650,000	円

※必ず両面コピーのうえ、記入してください。

※ 合計額が「4 年間授業料等」の合計額と同じになるようにしてください。

6 経済的要件

(1) 世帯の所得金額の算出

(A) 給与所得以外の方 **X** **万円** (確定申告書の所得金額)

※ 父と母又は、これに代わって家計を支えている方が複数いる場合は所得金額を合算してください(生計を一にする家族内)。

(B) 給与所得(年金等含む。)の年間収入額が多い者(給与所得者が1人の場合を含む。)

Bの控除後の所得金額 **Y** **231** **万円**

年間収入額 控除額

$$Y = \text{B } 579 \text{ 万円} - \left(\text{B } 579 \text{ 万円} \times 0.3 + 174 \text{ 万円} \right)$$

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合 (ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額とする。)	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(C) 給与所得(年金等含む。)の年間収入額が少ない者

Cの控除後の所得金額 **Z** **5** **万円**

年間収入額 控除額

$$Z = \text{C } 70 \text{ 万円} - \left(\text{C } 70 \text{ 万円} \times 0.4 + \text{万円} \right)$$

※控除額が65万円未満は65万円とする。↑

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入金額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入金額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は、65万円とする。)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

注1) 年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は(B)の表、他方の者は(C)の表を適用します。また、父母の一方のみが給与所得者の場合は、(B)を適用します。

注2) 収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入してください。

注3) 同一人で二つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入額を合計したのち、万円未満を切り捨ててください。

世帯の所得金額 **D** **236** **万円** **【X+Y+Z】**

(2) 特別控除額 (単位：万円)

世帯控除	母子・父子世帯		万円		
	就学者のいる世帯 (就学者1人につき)	小学校	万円		
		中学校	万円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	万円	万円
			私立	88 万円	万円
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	万円
				4・5年次	万円
			私立	1～3年次	万円
				4・5年次	万円
		大学・短大・大学院	国・公立	万円	万円
	私立		万円	万円	
	専修学校	高等課程	国・公立	万円	
			私立	万円	
		専門課程	国・公立	万円	
			私立	万円	
	障害のある人がいる世帯		万円		
	長期に療養を要する人がいる世帯		万円		
主たる家計支持者が別居している世帯		万円			
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯		万円			
多子世帯に係る世帯		万円			
本人控除	自宅通学	147	万円		
	自宅外通学		万円		
特別控除額合計		E	235 万円		

注) 特別控除を受けるに当たっては、その事実を証する書類を提出していただく必要があります。

(3) 認定所得金額【 D - E 】(単位：円)

1 万円

※マイナスになる場合は0としてください。

<基準額> (認定所得金額が次の基準額以下であることが必要です。)

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	139万円	5人	239万円
2人	198万円	6人	250万円
3人	212万円	7人	262万円
4人	229万円	8人以上	274万円*

※8人以上については、1人増す毎に8人の基準額に12万円を加算する。

※就業されている兄弟姉妹は、世帯人数に含みません。(本事例では、本人、父、母、弟)

(表)

保証委託に関する契約書 (記入例)

(あて先) 京都市長		令和8年 ○月 ○日
融資申請者	住所 〒604-0925 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地 連絡先電話番号 (075) 222-3622	氏名 京野 一郎 (印) 平成○年 ○月 ○日生
連帯保証人※	住所 〒604-0925 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地 連絡先電話番号 (075) 222-3622	氏名 京野 太郎 (印) 昭和○年 ○月 ○日生
私たちは、株式会社 三菱UFJ銀行 (以下「金融機関」という。) から京都市看護師修学資金融資を借り入れるに当たり、裏面記載の保証委託約款の各条項を承認のうえ、保証を委託します。 なお、借入金額、その他の条件は、金融機関宛提出する金銭消費貸借契約証書によって確定し、その条項に従います。		

※ 申請書に記載した金融機関名を記入してください。なお、記入に関しては以下の正式名称を使用してください。(株式会社 三菱UFJ銀行、株式会社 京都銀行、京都信用金庫) ※支店名は不要です。

※必ず両面コピーのうえ、記入してください。

保証委託約款

(本約款)

第1条 本約款は、「京都市看護師修学資金融資制度」(以下「本制度」という。)に基づき、京都市(以下「甲」という。)に対し、甲の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)からの融資のあっせんを申請する者(以下「乙」という。)が、甲との間で締結する「保証委託に関する契約書」(以下「本保証委託契約」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託の範囲)

第2条 乙は、乙が本制度に関して指定金融機関との間で締結する金銭消費貸借契約(以下「原契約」という。)に基づき負担する借入金返済債務、利息及び遅延損害金の支払債務その他一切の金銭債務について、甲に保証を委託し、甲は、指定金融機関に対し、これらの債務を連帯して保証する。

(保証委託契約の成立)

第3条 本保証委託契約は、①乙及び指定金融機関との間で原契約が締結され、②指定金融機関から乙に対して貸付金の交付がなされることにより成立する。

(代位弁済)

第4条 乙が原契約に基づく債務について期限の利益を喪失し、甲が指定金融機関から保証債務の履行を求められた場合には、甲は、乙及び乙の立てる連帯保証人(以下「丙」という。)に対して事前の通知をすることなく代位して弁済する。

(丙の地位)

第5条 丙は、乙が本保証委託契約により甲に対して負担する債務(極度額を限度)について、乙と連帯して保証の責を負う。なお、連帯保証人が負う債務の極度額は、貸付金の合計額と同額とする。

2 丙は、丙が前項の保証債務を履行することにより取得した求償権を、甲に対して行使しないものとする。

3 丙は、甲及び乙との間に本保証委託契約に基づく残債務がある場合には、甲の同意がなければ、乙に対して求償権の行使をしてはならない。

4 前各項の定め違反することにより、丙が甲に損害を与えた場合には、丙は、速やかに甲に対して当該損害を賠償するものとする。

(保証会社に関する特則)

第6条 指定金融機関が保証会社による保証を本制度に基づく融資の条件とする場合には、第2条の規定に関わらず、乙は、当該保証会社に対し、第2条に規定する保証を委託するものとし、甲に対しては、当該保証委託に伴って、乙が当該保証会社に対して負担する求償権に係る債務、遅延損害金の支払債務その他一切の金銭債務について、保証を委託するものとする。この場合、甲は、当該保証会社に対し、これらの債務を連帯して保証する。

2 前項の場合にあっては、第4条の規定に関わらず、当該保証会社が指定金融機関に対して保証履行を行うことにより取得した求償権について、甲が当該保証会社から保証債務の履行を求められた場合には、甲は、乙及び丙に対して事前の通知をすることなく代位して弁済する。